

## 環境関連の最近のトピックス

参考資料2

### 1. 脱温暖化社会

NO	トピックス	時期	概要
1	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第2作業部会報告書まとまる	2007年 4月	国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第4次評価報告書第2作業部会(影響・適応・脆弱性)報告書が6日まとまった。報告書は、気候変化が世界中の地域の自然と社会に影響を与えていることが明らかになったことを報告している。同時に、適応策と緩和策を組み合わせることによって、気候変化に伴うリスクを低減することができ、適応能力を高める方法の一つは気候変化の影響への考慮を開発計画に導入することであるとしている。特に、気候上昇が及ぼすコストと便益については「全球平均気温の上昇が1990年レベルから約1～3℃未満である場合、コストと便益が混在する可能性が高いが、気温の上昇が約2～3℃以上である場合には、すべての地域において正味の便益の減少か正味のコストの増加のいずれかが生じる可能性が非常に高い」としている。
2	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第3作業部会報告書まとまる	5月	国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第4次評価報告書第3作業部会(気候変動の緩和策)報告書が4日まとまった。報告書は、1970年から04年までの34年間に、全温室効果ガス排出量が約70%増加したことや、対策を強化せず現状のまま推移すると、今後数10年間も排出が増加しつづける傾向にあることを指摘し、2030年までに更なる削減を可能とする緩和策を、エネルギー供給、運輸等の分野ごとに検討し削減費用を試算している。また2031年以降については、さまざまな排出予測シナリオを統合化し、平均気温を産業革命時比ペプラス2.0～2.4度の範囲にとどめるためには、2050年時点の二酸化炭素排出量を00年より85%～50%削減する必要があることを明らかにした。
3	改正海洋汚染防止法が成立	5月	発電所などから排出される二酸化炭素を回収し、海底下の地層に封じ込める技術(CCS)を実施可能にする改正海洋汚染防止法が可決・成立した。
4	G8ハイリಂಗendamサミット開催	6月	我が国総理から、先に発表した日本提案「美しい星50」を紹介し、世界全体の排出量を現状に比して2050年までに半減することを全世界の共通の目標とするとともに、次期枠組みを構築するに当たっての「3原則」を提案した。その結果、こうした内容を軸に議論が行われ、2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減することなどを真剣に検討することでG8首脳の合意が得られた。
5	今後20～30年の対策・投資が影響—IPCC第4次評価報告書	11月	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第27回総会が11月12～17日、スペインのバレンシアで開催され、第4次評価報告書統合報告書が採択された。20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは「人為起源の温室効果ガスの大気中濃度の増加によってもたらされた可能性が非常に高い」と強調。現行のままでは今世紀中に世界の気候システムに多くの変化が生じると述べ、「今後20～30年の対策と投資が温室効果ガス濃度安定化のために大きな影響を与える」として各国政府に早期の対応を促した。
6	気候変動枠組条約第13回締約国会議(COP13)及び京都議定書第3回締約国会議(COP/MOP3)が開催される。	12月	気候変動枠組条約第13回締約国会議(COP13)・京都議定書第3回締約国会合(COP/MOP3)は、12月3日～15日の日程で、インドネシアのバリ島で開催された。2013年以降の枠組みについては、枠組条約の下に、新たにアドホック・ワーキング・グループ(AWG)を設置し(京都議定書下の既存のAWGと併行して2トラック)、2013年以降の枠組みを2009年までに合意を得て採択すること等に合意した。その際の議論において考慮される点として、①排出削減に関するグローバルな長期目標の検討、②すべての先進国による計測・報告・検証可能な緩和の約束又は行動(先進国間の取り組みを比較できるようにする)、③途上国による計測・報告・検証可能な緩和の行動、④森林、⑤セクター別アプローチ、⑥削減と適応における条約の媒介的役割の強化、⑦小島嶼国などの脆弱な国への支援に関する国際協力、⑧革新的技術開発の協力、⑨資金協力等が明記された。

NO	トピックス	時期	概要
7	環境配慮契約法、環境省が年内に基本方針策定	12月	国などが電気や自動車の購入、庁舎の設計・運営などについて、温室効果ガス等の排出削減に努めることを定めた「環境配慮契約法」が5月に成立したことを受け、環境省が設置した「環境配慮契約法基本方針検討会」では環境配慮契約法に基づく基本方針を策定し、12月7日に閣議決定された。
8	オーストラリア、京都議定書に批准	12月	12月3日、オーストラリアが同議定書を批准したと宣言した。国連のガイドラインのもと、国連本部に批准書が寄託されてから90日後に批准は効力を持つため、オーストラリアは2008年3月末より京都議定書の正式なメンバーとなる。豪連邦政府は、2010年までに国家的な排出量取引制度を設立し、2020年までに再生可能エネルギーの目標値を20%に設定する予定。
9	E10対応車、試験自動車認定	1月	国土交通省は、日産自動車(株)から申請のあったE10対応車について、2月6日、道路運送車両の保安基準第56条第4項に基づく試験自動車として国土交通大臣認定を行った。
10	ポスト京都で国別総量目標－ダボス会議で福田首相	1月	総理は特別講演の中で、北海道洞爺湖サミットに向け、気候変動問題及び開発・アフリカ問題への取り組みの道筋を示した。特に気候変動問題については、「クールアース」推進構想を発表し、初めて国別総量目標を設定することに言及し、100億ドルの途上国支援(クールアースパートナーシップ)を発表するなど我が国の決意を具体的に示した。
11	低炭素社会への道筋を議論－日英が国際シンポジウムを開催	2月	日英の共同研究による「低炭素社会の実現に向けた脱温暖化2050プロジェクト」の第3回国際ワークショップ及びシンポジウム(主催・環境省、英国環境・食糧・地方開発省、国立環境研究所)が13～15日の3日間、東京都千代田区のホテルメトロポリタンエドモントで開催された。ワークショップには、世界約20カ国の研究者を始め、政策立案者や産業界から計約70名の専門家が参加し、1.ライフスタイル、2.持続可能な開発、3.投資、4.障壁とチャンス——の4つの分科会で、低炭素社会へ向かうための具体的な道筋について議論した。
12	地球温暖化対策推進法改正案	3月	事業者の排出抑制等に関する指針を策定、地方公共団体実行計画の策定事項の追加、植林事業から生ずる認証された排出削減量に係る国際的な決定により求められる措置の義務付け等を内容とする「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定された。
13	バイオ燃料革新技術計画策定	3月	農林水産省と経済産業省は産学官からなる「バイオ燃料技術革新協議会」(委員長: 鮫島正浩 東京大学大学院農学生命科学研究科教授)を開催し、平成20年3月、具体的な目標、技術開発、ロードマップ等を内容とする「バイオ燃料技術革新計画」を策定
14	Cool Earth-エネルギー革新技術計画まとまる	3月	2050年の大幅削減に向けて、我が国が重点的に取り組むべき革新技術として「21」技術(革新的太陽光発電等)を選定。長期にわたる技術開発のマイルストーンとして、各技術のロードマップの作成、長期的視点から技術開発を着実に進めるためのロードマップを軸とした国際連携のあり方をとりまとめた。
15	気象庁 100年度の日本の気候を2つの温室効果ガス排出シナリオで予測	3月	気象庁は、異なる二つの温室効果ガス排出シナリオによる将来の日本付近の気候変化についてとりまとめ、地球温暖化予測情報第7巻として公表。20世紀末頃と比べた21世紀末頃の日本の寒候期(12～3月)の平均気温は、A1Bシナリオ(大気中の温室効果ガス濃度が21世紀末頃に20世紀末の約2倍)では、北海道で3℃以上、東北から西日本では2～3℃程度上昇し、B1シナリオ(温室効果ガス濃度が約1.5倍)では、北海道で1.5～2℃、その他の地域では1～1.5℃程度上昇する、と予測。
16	平成20年度エコポイント等CO <sub>2</sub> 削減のための環境行動促進モデル事業を採択	3月	環境省では、省エネ商品・サービスの購入・利用又は省エネ行動に伴いポイントがたまり、そのポイントを商品等に交換することができるエコポイントを付与する取組を全国的に普及するためのエコポイント等CO <sub>2</sub> 削減のための環境行動促進モデル事業について、全国型4件、地域型9件の事業を採択。

NO	トピックス	時期	概要
17	京都議定書目標達成計画(改定案)閣議決定	3月	京都議定書における我が国の6%削減約束をより確実に達成するために必要な措置を定める京都議定書目標達成計画の改定案がとりまとめられ、3月28日、閣議決定された。
18	国連気候変動枠組条約バンコク会合開催	4月	気候変動枠組条約の次期枠組みなどに関する作業部会が3月31日～4月4日までバンコクで開催された。今回の会合で、各国は、2009年末のコペンハーゲン会議に向け、交渉プロセスを示す2年間の作業計画に合意。今後、2008年に3回の会合を開催し、適応、緩和、技術、資金および長期的な協力行動に向けた共通のビジョンといったテーマについて検討を重ねる。また、京都議定書に基づく作業部会では、第1約束期間以降も市場ベースのメカニズムを活用していく方針に合意。また、第2約束期間では、削減目標を達成するために、森林関係の活動を対象とすることに同意した。
19	カーボン・オフセットフォーラム(J-COF)設立へ	4月	環境省は、低炭素社会の実現を目指し、カーボン・オフセットの取組に関する情報収集・提供、普及啓発、相談支援等を実施するカーボン・オフセットフォーラム(J-COF)を設立した。
20	アジア太平洋気候変動と開発のためのゲートウェイ・キックオフミーティング開催	4月	平成20年4月23日 タイ・バンコクにおいて「アジア太平洋気候変動と開発のためのゲートウェイ・キックオフミーティング」が開催された。今回のキックオフミーティングでは、今回のキックオフミーティングでは、14か国・9機関から約40名の開発計画や気候変動担当の行政官(局長級)や開発援助等の専門家の出席を得て、コベネフィット(相乗便益)の実現と適応措置の開発政策への統合を重点的に支援する取組について議論が行われた。また、我が国が提唱する「クールアース・パートナーシップ」の下、途上国の開発計画及び気候変動担当の関係省庁等の協力に基づいた取組の重要性に関する認識が共有された。
21	平成18年度温室効果ガス排出量の集計結果公表	4月	環境省と経済産業省は、平成20年3月28日までに地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度により事業者から報告のあった平成18年度の温室効果ガス排出量を集計しとりまとめた。
22	カナダ、温室効果ガスの削減目標達成困難と発表	4月	カナダは京都議定書に定められた温室効果ガスの削減目標に到達することが困難であると発表した。
23	政府、環境モデル都市を公募	4月	政府は全国の市区町村を対象に、温室効果ガスの大幅な排出削減を目指す「環境モデル都市」を公募する。都市機能を中心部に集約させたり、次世代型路面電車(LRT)の導入、地産地消の取り組みをする都市などを想定し、7月を目途に10都市を選定。財政面などを支援する。人口や地域間のバランスなどを考慮して選ぶ方針で、モデル都市は来年3月までに今後5年間の行動計画を策定する。
24	環境技術革新計画が策定される	5月	総合科学技術会議(議長・総理)は「環境エネルギー技術革新計画」をとりまとめた。次世代太陽光発電など三十六項目の技術開発を進めるとしている。
25	地球環境研究総合推進費戦略的研究プロジェクト「温暖化影響総合予測プロジェクト」成果発表	5月	環境省の運営する競争的研究資金である地球環境研究総合推進費の戦略的研究「温暖化影響総合予測プロジェクト」(プロジェクト名:温暖化の危険な水準及び温室効果ガス安定化レベル検討のための温暖化影響の総合的評価に関する研究)の前期研究期間(3年間)の成果が発表された。前期研究期間では、今世紀末までを対象として、我が国の主要な分野における温暖化影響予測及び経済評価、さらに、影響・リスクを総合的に解析・評価する統合評価モデル開発が行われた。その結果、我が国にも比較的低い気温上昇で厳しい影響が現れ、これを抑制するためには早急に適正な適応策の計画が必要であることが明らかにされた。

NO	トピックス	時期	概要
26	「脱温暖化2050プロジェクト」 成果発表 ～低炭素社会に向けた12の方策～	5月	環境省と(独)国立環境研究所は、地球環境研究総合推進費戦略的研究プロジェクト「脱温暖化2050プロジェクト」の最新の研究成果として、「低炭素社会に向けた12の方策」を公表した。この成果は、2007年2月の中間報告での「我が国が、2050年までにCO2の排出量を1990年比で70%削減し、豊かで質の高い低炭素社会を構築することは可能である」との結論を受け、70%削減を実現するための具体的な12の方策として、「快適さを逃さない住まいとオフィス」「人と地球に責任を持つ産業・ビジネス」等を提案するもの。特にエネルギー需要側での削減努力が重要であり、2000年比の削減分担を、おおむね産業13～15%、民生21～24%、運輸19～20%、エネルギー転換35～41%と算出した。
27	農林漁業バイオ燃料法が成立	5月	農林漁業に由来するバイオマスのバイオ燃料向け利用を通じた、農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギー供給源の多様化を図る「農林漁業バイオ燃料法」(農林水産省・経済産業省・環境省)が成立。
28	G8環境大臣会合、神戸で開催	5月	5月24日から26日、G8環境大臣会合が神戸で開催された。G8及び中国、インド、ブラジル等主要排出国の環境担当大臣(19ヶ国・地域)国連環境計画(UNEP)、経済開発協力機構(OECD)等の国際機関の代表(8機関)が参加し、「気候変動」、「生物多様性」、「3R」について議論が行われた。このうち気候変動に関しては、2050年までに世界全体の排出量を少なくとも半減させる目標を洞爺湖サミットで合意することに強い意志を表明。半減のためには、先進国が大幅な削減を達成することにより主導すべきとした。
29	国際エネルギー機関(IEA)「エネルギー技術予測2008」発表	6月	国際エネルギー機関(IEA)は「エネルギー技術予測」と題されたリポートを発表し、各国政府が現行の政策を維持した場合、2050年までに世界の二酸化炭素排出量は130%、原油需要は70%増加するとの見通しを示した。リポートは、二酸化炭素排出量を減らすため、各国政府は「地球規模のエネルギー技術革命」を実現しなければならないとし、2050年までに排出量を半減させるには総額45兆ドルの投資が必要になると付け加えた。
30	G8エネルギー相会合開催	6月	主要8カ国(G8)と中国、インド、韓国の11カ国エネルギー相会合が8日、青森市で開催され、地球温暖化問題への対応として、各国が省エネルギー政策を強化していくことを盛り込んだ共同声明「青森宣言」を採択した。省エネ目標と行動計画を国別に設定することで合意したほか、省エネの推進には業種ごとに削減可能量を分析する「セクター別アプローチ」が有効との認識で一致した。また、新たに国際的な省エネ協力組織を設立することも合意した。
31	「低炭素社会・日本」をめざして(福田総理 日本記者クラブにて)	6月	2050年までの長期目標として、現状から60～80%の削減を掲げて、低炭素社会の実現を目指すとし、革新技術の開発と既存先進技術の普及(革新技術、既存先進技術の普及(再生可能エネルギー、省エネ))、国全体を低炭素化へ動かしていくための仕組み(排出量取引、税制改革、見える化)、地方の活躍、国民主役の低炭素化について福田ビジョンを発表した。
32	環境省地球環境局長諮問会議「地球温暖化影響・適応研究委員会」報告書とりまとめ	6月	我が国と途上国における地球温暖化影響と脆弱性の評価、適応策の基本的な考え方を整理し、今後の影響・適応研究の具体的な方向性を検討するため、平成19年10月に、「地球温暖化影響・適応研究委員会」と委員会及び同委員会の下に、「食料」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「防災・沿岸大都市」、「健康」、「国民生活・都市生活」、「途上国」の各分野ワーキンググループを設置して、各分野の専門家による詳細な検討を行い、平成20年6月に報告書「気候変動への賢い適応」をとりまとめた。
33	G8洞爺湖サミットが開催	7月	34回目を迎えたサミット(主要国首脳会議)は、7月7日(月曜日)～9日(水曜日)まで北海道洞爺湖にて、福田総理の議長のもと開催された。長期目標については、G8は、2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%削減を達成する目標を、UNFCCCのすべての締約国と共有し、採択することを求めることで合意。中期目標については、G8は、全ての先進国間で排出量の絶対的削減を達成するため、野心的な中期の国別総量目標を実施することで合意等の成果があった。

## 2. 循環型社会

NO	トピックス	時期	概要
1	改正食品リサイクル法成立	2007年 6月	多量発生事業者による食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の状況に関する定期の報告の義務づけ等の食品関連事業者に対する指導監督の強化、食品関連事業者の取組の円滑化のため、一定の要件を満たす場合に廃棄物処理法上の許可を不要とすることなどが盛り込まれた。
2	市町村の一般廃棄物処理事業を改善へー環境省が評価指針	6月	環境省は、「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を策定。これは、平成17年5月の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項に基づく廃棄物処理法の改正を受け、一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析手法や有料化の進め方並びに一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の方考え方を示すこと等を目的として策定したもの。今後、環境省では、これらを各地方公共団体に配布し、普及を進めることで、循環型社会の形成に向け、3Rに重点を置いた最適なりサイクル・処理システムの構築を図っていくこととしている。
3	中央環境審議会「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針等の改定について」(答申)	11月	中央環境審議会「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針等の改定について」(答申)がなされた。この中では、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の改定については、(1)再生利用等の優先順位を、①発生抑制、②再生利用、③熱回収、④減量の順とし、再生利用の手法の中で、飼料自給率向上にも寄与する飼料化を第一に優先することを食品循環資源の再生利用等の促進の基本的な方向とすること、(2)平成24年度までの再生利用等の実施率目標値を食品製造業で85%、食品卸売業で70%、食品小売業で45%、外食産業では40%とすること、等が盛り込まれた。また、食品循環資源の再生利用の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項については、実施すべき量に関する目標を達成するため、個々の事業者ごとに、毎年度、基準となる再生利用等実施率の目標値を設定した。
4	建設リサイクル法見直し議論スタート	11月	社会資本整備審議会の建設リサイクル推進施策検討小委員会と、中央環境審議会の建設リサイクル専門委員会の初の合同会合が11月6日に開かれ、建設リサイクル法見直しに向けた議論がスタートした。建設リサイクル法は施行から5年目を迎えており、見直しの時期となっていた。具体的な論点整理は次回以降行われるが、不法投棄全体における建設系廃棄物の割合が高いことから、こうした不法投棄防止のための施策強化の必要性も指摘されている。
5	家電リサイクル法見直しで最終報告一産構審、中環審合同会合	12月	産業構造審議会の電気・電子機器ワーキンググループと、中央環境審議会の家電リサイクル制度評価検討小委員会の合同会合はこのほど、家電リサイクル法見直しに向けた最終報告書を取りまとめた。対象品目には液晶及びプラズマテレビと衣類乾燥機を追加すべきであること、料金支払い方式については後払い方式を維持することなどを決めた。また、小売業者の不適正処理事業が相次いでいることから、引き取り・引き渡しに関するチェック体制の強化や、リサイクル・リユースの仕分けガイドラインを策定することなども提言している。
6	昨年の廃プラ有効利用率、10%増の72%	12月	プラスチック処理促進協会がこのほどまとめた2006年度の廃プラスチック再資源化状況によると、埋立と焼却の比率が、2004年比で60対40から25対75と、産廃プラの埋立量が大幅に減少していることが分かった。また、一般廃棄物と産業廃棄物を合わせた廃棄物全体では、マテリアルリサイクルが前年比19万t増の204万t、サーマルリサイクルが75万t増の489万tで廃プラの有効利用率は10%増の72%と大幅に増加した。廃プラ有効利用率が大きな変化を見せたことから、同協会は今後、5年ごとに行なってきた産廃プラ排出に関する大規模調査の頻度を増やす予定。
7	経済産業省、「世界最高水準の省資源社会の実現へ向けて～グリーン化を基軸とする次世代ものづくりの促進～」を公表	1月	経済産業省が設置する産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会基本政策ワーキンググループは、平成20年1月10日までに、世界最高水準の省資源社会の実現へ向けた次世代ものづくりの促進に関する報告書を取りまとめ公表した。 この報告書は、資源有効利用促進法の施行状況に関する評価検討とともに、昨今の状況変化を踏まえ、今後の持続可能社会の構築に向けた新たな3R政策のビジョンについて検討し、所要の提言を行うもの。

NO	トピックス	時期	概要
8	第2次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定される。	3月	<p>今日、環境保全是、人類の生存基盤にかかわる極めて重要な課題となっていることを踏まえ、新たに以下の内容を充実・強化し、循環型社会の形成を一層推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 環境の保全を前提とした循環型社会の形成</li> <li>② 循環型社会と低炭素社会・自然共生社会への取組の統合</li> <li>③ 地域再生にも寄与する「地域循環圏」の構築</li> <li>④ 数値目標の拡充に加え、補助指標やモニタリング指標を導入</li> <li>⑤ 各主体が連携・協働した3Rの取組</li> <li>⑥ 3Rの技術とシステムの高度化</li> <li>⑦ 国際的な循環型社会形成に向けた我が国の主導的な役割</li> </ul>

### 3. 自然共生

NO	トピックス	時期	概要
1	国際サンゴ礁イニシアティブ (ICRI) 総会 (東京)	4月	平成19年4月23日(月)～24日(火)に国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)総会が東京(池袋)で開催され、2008年の「国際サンゴ礁年」に向けて「国際サンゴ礁年活動計画」を作成していくこととなり、また、「サンゴ礁と気候変動に関する決議」、「海洋保護区(サンゴ礁)のネットワークに関する勧告」等が決議されました。また、日本からは、2008年に「国際サンゴ礁保護区ネットワーク会議(International Reef Protected Area Network Conference: IRPANC)」を開催することを提案しました。次回の、ICRI総会は、平成20年1月に「国際サンゴ礁年」の世界的な立ち上げを兼ねて開催される予定。
2	世界の水問題解決へ、途上国支援の強化を	12月	水問題の有識者5名と水行政の関係7省等の実務者からなる検討会(共同座長・沖大幹東京大学生産技術研究所教授、中山幹康東京大学大学院新領域創世科学研究科教授。事務局・外務省)は12月26日、G8サミットやその他の国際的取り組みに向けた提言「ワールド・ウォーター・ウェルフェア(安全・安心で快適な水循環社会の実現)のために」をまとめた。それによると、先進国、とりわけG8諸国による望ましい戦略方針として、水問題を国家を超えた重要課題と捉え、途上国が地域の特性に適した方法で解決に向け努力することに対し、支援の強化を約束すべきだと強調。具体的な行動として、安全な水の供給や衛生改善における技術支援や能力開発、組織の強化のほか、気候変動への適応策、更に統合的水源管理などを求めている。
3	「改正フロン回収・破壊法」が施行	2007年10月	ビル空調、食品のショーケースや業務用の冷凍・冷蔵庫、冷凍倉庫などの業務用冷凍空調機器からのフロン類の適切な回収を目的とした、「改正フロン回収・破壊法」が10月1日に施行された。該当機器の部品リサイクル時のフロン類回収義務や、書面でのフロン類引渡し工程管理制度の創設などが新たに盛り込まれ、該当機器からのフロン回収をより徹底する内容となっている。
4	第三次生物多様性国家戦略閣議決定	11月	生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる国の施策の目標と取組の方向を定めた「第三次生物多様性国家戦略」が、11月27日に閣議決定された。第三次生物多様性国家戦略は第1部「戦略」と第2部「行動計画」の2部構成。「戦略」では、生物多様性の重要性を解説するとともに、顕在化しつつある地球温暖化の影響について新たに記述。また、生物多様性から見た国土の望ましい姿のイメージを、過去100年の間に破壊してきた国土の生態系を100年をかけて回復する「100年計画」として提示するとともに、地方・民間の参画の必要性を強調し、それらを踏まえた上で、今後5年程度の間に取り組むべき施策の方向性を4つの「基本戦略」としてまとめました。(基本戦略:[1]生物多様性を社会に浸透させる、[2]地域における人と自然の関係を再構築する、[3]森・里・川・海のつながりを確保する、[4]地球規模の視野を持って行動する)第2部「行動計画」では、体系的・網羅的に具体的施策を記述した上で、今回初めて、「生物多様性」の認知度を30%から50%以上とする、ラムサール条約湿地を10か所増やすなどいくつかの数値目標を設定するとともに、実施省庁を明記。
5	ラムサール条約に関わる国別報告書	3月	環境省はラムサール条約締約国会議の勧告に基づき、湿地保全に関する我が国の取組の状況についてラムサール条約国別報告書を提出した。本報告書は政府の報告書として、同条約事務局から提出することを要請されているもので、同条約常設委員会が定めた湿地の保護と国の取組に関する質問に対して回答する形式となっている。
6	自然再生推進法に基づく自然再生事業の進捗状況の公表	3月	環境省、農林水産省、国土交通省は、自然再生推進法に基づいた自然再生事業の進捗状況を公表した。それによると、19年度末までに全国には19の自然再生協議会が設置され、14の自然再生事業実施計画が提出されている。同法に基づいて自然再生事業を実施しようとする者は、自然再生協議会を組織し、自然再生の対象となる区域や自然再生の目標等を定めた自然再生全体構想を作成した上で、自然再生事業の実施に関する計画(自然再生事業実施計画)を作成しなければならないこととされている。

NO	トピックス	時期	概要
7	07年の地球全体と日本のオゾン層状況報告書公表	4月	気象庁は2007年の地球全体と日本のオゾン層の状況をまとめた「オゾン層観測報告:2007」をまとめた。これによると、 ・世界のオゾン全量の推移をみると、1980年代を中心に減少が進み、現在も少ない状態が続いている。2007年のオゾン全量の全球分布をみると、ほとんどの地域で参照値(1979～1992年の平均値)より少なかった。 ・南極オゾンホール(最大面積など)の変化を長期的にみると、拡大傾向が緩やかになっているものの、依然として大きい状態が続いている。 ・国内3地点(札幌、つくば、那覇)の観測によると、日本上空のオゾン全量は1980年代から1990年代半ばにかけて減少したが、これ以降はほとんど変化がないか、緩やかな増加傾向がみられる。
8	「OECD環境大臣会合」パリ本部で開催	4月	パリの経済協力開発機構(OECD)本部で、OECD環境大臣会合が開催された。今回の会合は、OECD加盟国30カ国と非加盟国10各国の閣僚のほか、国際機関、NGO等が参加、「環境とグローバルな競争力」をテーマに「世界の環境の現状と将来予測」「OECDと新興経済国の協力」「競争力、エコイノベーションと気候変動」「意欲的な気候変動政策のための政府内協力強化」の4議題について議論が行われた。
9	15年3期にわたる「河川水辺の国勢調査」取りまとめ結果を発表	4月	国土交通省は、平成2年より開始した「河川水辺の国勢調査」の15年3期にわたる調査の総合的なとりまとめ結果を発表。「河川水辺の国勢調査」は、河川環境の整備と保全を適切に推進するため、河川における生物相を定期的、継続的、統一的に把握することを目的に、河川やダムにおける生物調査等を行うもの。①河川水辺の国勢調査により、「日本産野生生物目録」等に掲載されている淡水魚、汽水魚のうち河川では80%、ダム湖では79%を3巡目調査で確認。②河川水辺の国勢調査により、河川・ダム湖における環境省編「レッドリスト」掲載種の分布状況を把握。河川・ダム湖ともに絶滅危惧種等の確認種数は増加傾向にある。③特定外来生物を、河川・ダム湖で合わせて29種確認。確認河川数、確認ダム湖数とも経年的に増加傾向にある。
10	「下水処理水の再利用のあり方を考える懇談会」中間とりまとめについて	4月	下水処理水の再利用のあり方を考える懇談会は下水処理水再利用による公共用水域の水質改善や水の安定的な利用などの社会的意義や、今後、再利用を進めるための主要課題について中間とりまとめを発表した。再生水利用は安定的な水供給や河川からの取水の抑制、さらに環境対策に有効であり、その利用推進には社会的効果やコストに関する現状分析と流域単位での仕組みづくりが重要であると指摘している。
11	平成20年度「生物多様性保全推進支援事業」を募集	6月	環境省では、地域における生物多様性の保全・再生に資する活動等を支援する「生物多様性保全推進支援事業」を創設、ムサシミヨ保護事業等11事業を採択した。
12	生物多様性基本法:参院本会議で可決、成立	5月	多様な生物を守り、自然と共生する社会の実現を目的とする生物多様性基本法が28日、参院本会議で全会一致で可決、成立した。
13	カルタヘナ議定書第4回締約国会議がドイツ・ボンで開催	5月	カルタヘナ議定書第4回締約国会議が生物多様性条約第9回締約国会議に先立ち、平成20年5月12日～16日、ボン(ドイツ)にて開催された。遺伝子組換え生物(LMO)の越境移動による潜在的な影響に対し、責任及び救済に関する法的拘束力のあるルール及び手続きについて検討を進めることが合意された。このための交渉の枠組み、スケジュールも合意され、2010年10月に名古屋で開催される次期締約国会合までに、法的措置の詳細に関する会合が開催されることとなった。この他にも、リスク評価及びリスク管理に関する更なるガイダンスの策定方法、LMOの取扱い、輸送、包装及び表示に関する第3回会合での決定事項等の実施(いわゆる第18条関係)、能力開発への資金提供、バイオセーフティークリアリングハウス等、議定書実施のための様々な事項が合意された。



NO	トピックス	時期	概要
14	「気候変動等によるリスクを踏まえた総合的水資源マネジメント」中間とりまとめが公表	5月	国土交通省は、「気候変動等によるリスクを踏まえた総合的水資源マネジメント」についての中間とりまとめ(案)を策定したと発表。日本全体では、水需要と供給のバランスが取れてきつつある一方で、水資源の有効利用や水害・土砂災害への対策、安全でおいしい水への要請などの課題があること、また近年は地球規模の気候変動によって降水特性等が変化し、水資源への影響が懸念されていることから、社会活動の各目的間の緊密な連携・調整により、最適な水資源配分を行う総合的水資源マネジメントの推進方策が重要であるとしている。
15	G8環境大臣会合、神戸で開催	5月	5月24日から26日、G8環境大臣会合が神戸で開催された。G8及び中国、インド、ブラジル等主要排出国の環境担当大臣(19ヶ国・地域)国連環境計画(UNEP)、経済開発協力機構(OECD)等の国際機関の代表(8機関)が参加し、「気候変動」、「生物多様性」、「3R」について議論が行われた。このうち生物多様性に関しては、様々な課題に取り組むべく、さらなる努力を行う緊急の必要性が再認識され、議長が提案した「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」にG8 各国が合意した。また、議長国である日本は、SATOYAMA イニシアティブを含む「行動の呼びかけ」を実施するため、「『神戸・生物のための行動の呼びかけ』の実施のための日本の取組」を表明した。
16	生物多様性条約第9回締約国会議、開催	5月	生物多様性条約(CBD)第9回締約国会議(COP9)が2008年5月19日(月)～30日(金)の日程で、ボン(ドイツ)にて開催され、約170ヶ国の締約国及び関連機関等から約7,000人以上が参加。今回の会議においては、「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という目標(「2010年目標」(COP6にて採択され、ヨハネスブルグ・サミットの実施計画にも盛り込まれた目標)の達成に向け、各課題の進捗状況及び今後の取組強化の方向性について議論された。 主な成果としては、2010年目標を含む条約戦略計画の見直しプロセスに関する決定、バイオ燃料を含む農業、森林、海洋等各生態系における生物多様性の保全及び持続可能な利用に係る決定の採択、2009-2010年運営予算の決定等が行われた。

4. 安全・安心

NO	トピックス	時期	概要
1	POPs条約第3回アジア太平洋地域会合の開催	2007年 5月	条約の有効性評価に関し、世界モニタリング計画及び第1回有効性評価のための実施計画の採択、調整グループ等の設置を子なったほか、条約対象物質の追加を検討するPOPs検討委員会の活動報告等が行われた。
2	SAICMアジア太平洋地域会合の開催	5月	SAICMは、2009年に開催される第2回ICGMまでの間は、世界5地域の地域レベルで推進していくこととされており、アジア太平洋地域において地域会合を行ったもの(地域フォーカルポイントは我が国)。第2回ICGMに向けたSAICM実施の進捗報告の手法等について議論がおこなわれた。
3	REACH規則の施行	6月	平成18年12月に成立した、欧州のREACH(化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則)の予備登録が6月からスタート。
4	来年度から東アジア地域で本格モニタリング	12月	東アジア地域における残留性有機汚染物質(POPs)の世界モニタリング計画への対応について意見交換するため、環境省はこのほど、「第5回東アジアPOPsモニタリングワークショップ」を、京都市左京区の国立京都国際会館で開いた。その結果、東アジア各国におけるバックグラウンド大気中のPOPs採取分析能力を向上する所期の目標を達成できる見通しが立ったほか、来年度から本格的モニタリングを開始することで合意した。
5	ノルウェーが18化学物質、使用禁止へ“スーパーRoHS” WTOに通知	2008年 1月	ノルウェーはこのほど、電気・電子製品などの消費財に対し18種の化学物質の使用を禁じるPoHS法案を制定、WTOに通知した。このノルウェー版のRoHSともいえる規制は、EUのRoHS指令よりも範囲が広く、スーパーRoHSともいわれている。今年1月1日から発効する予定だったが、EU内でも物議を醸し、現在審議中となっている。一方、欧州委員会でもEUのRoHS指令に新たな有害物質を追加する案を検討中で、ノルウェーのPoHS規制が、EUのRoHSに影響を及ぼす結果となっている。
6	化学物質審査規制法見直しで、合同委員会が初会合	2月	化学物質審査規制法(化審法)の見直しに向け、厚生科学審議会、産業構造審議会、中央環境審議会が合同で設置する「化審法見直し合同委員会」はこのほど初会合を開催。ライフサイクルにおける使用実態を考慮した化学物質管理、リスク評価の必要性と効率的実施方法、新規化学物質審査制度等のハザード評価方法のあり方などを主要テーマに据える。
7	生態毒性予測システム「KATE(ケイト)」の公開	1月	環境省と独立行政法人国立環境研究所は、同研究所により開発された生態毒性予測システム(通称:KATE(ケイト))のWeb試用版を公開した。
8	平成18年度PRTRデータの概要等の公表	2月	環境省は、経済産業省と共同で、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、事業者から届出があった化学物質の排出量・移動量等の第6回目(平成18年度実績)の集計・公表を行った。
9	諸外国におけるSAICM実施状況に関するセミナー	3月	SAICM(国際化学物質管理戦略)関係省庁連絡会議(事務局:環境省)は、諸外国におけるSAICMの実施状況に係る情報を一般に広く提供するとともに、関係者の情報交換・意見交換のため、3月12日に「諸外国におけるSAICM実施状況に関するセミナー」
10	小児環境保健疫学調査に関する検討会報告書	3月	「小児の環境保健に関する懇談会」において、環境要因が子供の発育に与える影響を明らかにするために、実験を中心としたメカニズムの解明を図るとともに疫学調査もあわせて推進を図るよう提言された。これをうけて「小児環境保健疫学調査に関する検討会」において検討が重ねられ、実施概要をとりまとめた。20年度より2年間かけてフィージビリティスタディ
11	化審法データベース(通称:J-CHECK)の公開	5月	環境省、厚生労働省及び経済産業省は、化学物質の安全性情報の発信基盤の充実・強化を目指して、従来の3省共同化学物質データベースをリニューアルし、「化審法データベース(通称:J-CHECK)」として公開した。J-CHECKでは、「官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(Japanチャレンジプログラム)」において収集された化学物質の安全性情報収集報告書や、これまで国が行ってきた既存化学物質の安全性点検の試験報告書等、より詳細な情報の発信を行う。

12	Japanチャレンジ中間評価案の取りまとめ	7月	官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(Japanチャレンジプログラム)について、本年6月に開催された同プログラム推進委員会における助言等を踏まえ、厚生労働省、経済産業省及び環境省による中間評価案が取りまとめられた。(7月8日～8月6日でパブリックコメントを募集。)
13	「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて」(答申)の公表	7月	「今後の化学物質環境対策の在り方について」(中間答申)を踏まえ、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の対象物質の見直しについて、中央環境審議会、薬事・食品衛生審議会及び化学物質審議会の合同会合で審議が行われ、答申がなされた。環境省では、本答申を踏まえ、経済産業省とともに、政令改正及び周知等の所要の措置を講じることとしている。